

電子公告実施に関する資料
第1巻

電子公告調査株式会社

e-koukoku

はじめに

司法書士の傍ら、電子公告調査機関の代表者として、この数年間に各種雑誌等に執筆する機会に恵まれた。主に、お客様との情報交換をさせていただく中でお聞きする数多くの疑問点を題材とさせていただき、それらに掲載した資料をまとめたのが本書である。「電子公告制度」について理解の参考になれば幸いである。

平成 19 年 12 月、東京証券取引所は、上場会社の株式実務担当者に対し、「公告に関する手続きの再確認の要請について」と題した文書を発信した。これは、公告の失念や、電子公告の要件の誤解により、コーポレートアクションの中止を余儀なくされ、その結果、流通市場に多大な影響を与える事例が報告されていることから、公告に関する手続事務につき再確認を要請したものである。昨秋に、ある会社が電子公告手続を失念した事例を当社でも確認しているが、もし当社に事前に相談があれば、失念を防止できたのではないかと考えている。

当社は、公告に関する「法律情報提供サービス」を無償でおこなっている。名称は少し大袈裟ではあるが、要はどのようなことでも相談してください、情報交換をしましょうということである。今まで、調査を数多くさせていただいたが、幸いにも現時点でコーポレートアクションの完結である登記申請が受理されなかったとの報告は受けていない。お客様との緻密なコミュニケーションを大切にしてきたからこそ、そのような事態を回避してくることができたのかもしれない。

電子公告制度が始まり、3 年が経過した。既に、上場会社の約 7 割がこの制度を採用し、会社の公告方法として定着してきている。さらに、平成 20 年 12 月に施行される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」においても、公告方法として電子公告が選択でき、今後は会社のみならず各種法人においても広がっていくと思われる。電子公告制度の普及と共に微力ながら貢献できる存在でありたい。

最後に、電子公告制度全般について、有益な示唆をいただいた法務省民事局商事課の堤秀昭元係長、渡部吉俊元係長、塚田佳代係長に、あらためて深く感謝の意を表する次第である。また、当社が現在まで成長してこられたのは、お客様をはじめ皆様方のご支援の賜物であり、社員一同、心より厚く御礼申し上げたい。

平成 20 年 6 月

電子公告調査株式会社
代表取締役 土井 万二

目 次

1. 実務の現場から「電子公告調査機関として」…………… P5

月刊登記情報、2005年11月号、社団法人金融財政事情研究会
電子公告調査機関として登録を受け、当社のポリシーを表明しています。

2. 電子公告のすすめ—実務上の留意点…………… P6～P13

新会社法A2Z、2007年2月号、第一法規
電子公告制度の導入・実施に際して実務上留意すべき点を解説しています。
実際の事例を挙げながら公告文や公告期間等について具体的な解説をしています。

3. 電子公告でよくある間違い事例と対応策…………… P14～P17

経理情報、2006年11月20日号、中央経済社
電子公告を実施する際に、散見される間違い事例に焦点を当て、
その原因、対策について解説しています。

4. 電子公告の根拠規定一覧…………… P18～P23

経理情報、2007年3月1日号、中央経済社
電子公告を実施するためには、根拠条文に基づいた判断が必要になります。
主な手続について、公告の必要性を判断する根拠規定一覧です。

5. 電子公告調査機関として…………… P24～P26

法苑、2006年7月号、新日本法規出版
電子公告調査機関として、法務省への登録するに至った経緯や実際のトラブル事例などを
随想としてまとめています。

6. 電子公告制度広報パンフレット…………… P27

法務省、2005年3月
電子公告制度開始時に法務省が配布したパンフレットです。
電子公告制度について簡単なQ&Aが掲載されています。

上記各資料の本文中、「証券取引法」は「金融商品取引法」と読み替えてご利用ください。
また、執筆後、内容が明確になった箇所につきましては、次ページを参照ください。